

## ■ 公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次） 具体的な取り組み

『公立保育所・公立認定こども園等の役割を活かした「アクション」実践事例集』

(発行/社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会) より抜粋

実施主体	具体的な取り組み	実施の留意点
1. 地域の子育ち・子育てにニーズに即した公共サービスとしての実践	<p>(1) 地域における保育サービスの「質」と「量」の両面から整備・具体化を図る。 (ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と施行において、公立保育所・公立認定こども園等と協働して市町村行政としての広域的な地域課題を明確化する。</p> <p>(2) 公私の設立主体や運営主体を問わず、地域全体の保育所・認定こども園等の保育水準を高めよう。 (ア) 公立保育所・公立認定こども園等が行政機関の役割として地域の現状を分析し、地域課題を明確化・共有化し、地域全体の保育水準を公私ともに高めよう。 (イ) 各保育所・認定こども園等において課題解決に向けた取り組みを、自治体の子育て支援策へ反映する。 (ウ) 過疎地や待機児童の多い都市部など、地域の実情に応じた保育実践を行う。</p> <p>(3) 保育の「質」と「量」の両面から子どもの育ちと子育てを地域全体で支えるという、子ども家庭福祉に携わる公務員としての意識化を図る。 (ア) 公立保育所・公立認定こども園等の使命や役割について、各保育所・認定こども園等あるいは保育所・認定こども園等及び行政間で検討、共有化する。</p>	<p>① 厳しい財政状況のなかで公立保育所・公立認定こども園等による充実した保育サービスの提供方式を研究・検討する。</p> <p>② 全保協が開催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等とおして、公立保育所・公立認定こども園等の使命や役割を、関係者や一般社会に向けて広く周知する。</p>
2. 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化	<p>(1) 子育て世帯における子育ての負担感や孤立感に、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。 (ア) 保健所や学校、児童相談所をはじめとした子育て支援にかかわる行政機関をはじめ、保育所・認定こども園等や園医、自治会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。 (イ) 行政の保育担当課等と、連携・協働に向けた取り組みを図る。</p> <p>(2) 妊娠期からの切れ目のない支援を、保育の専門性や行政機関としてのネットワークを活かし、支援する。 (ア) すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるよう、保育の専門性や行政機関としての連携を強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を行う。</p>	<p>① 保育行政機関に対する、公立保育所・公立認定こども園等の意義や役割等の意識啓発・情報提供を、全保協が主催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等とおして行う。</p> <p>② 虐待対応にむけた保育所と関係機関、地域住民等との連携のあり方について研究する。</p>
3. とくに配慮を要する子どもの保育やその家庭の支援の充実	<p>(3) 行政機関としてのネットワークを活かし、児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援を実践する。 (ア) 要保護児童対策地域協議会等へ積極的な参画を図る。 (イ) 保護者の不安感に気づくことができるよう、送迎時などにおける丁寧なかかわりのなかで、家庭の状況や問題を把握することにより、児童虐待の発生予防から自立にいたるまでの切れ目のない支援を行う。</p> <p>(1) 専門知識・技術を有した人材により保育を実践する。 (ア) 専門性のある保育士・保育教諭等により、保育のノウハウやスキルを、国内をはじめ地域の保育所・認定こども園等の間で伝承する。 (イ) 地域の保育所・認定こども園同士で研究、学びあいの場を設定する。 (ウ) 行政のネットワークを活かし、養成校や専門機関と連携。それにより専門的な人材を活用し、そのスキルを学ぶ。</p> <p>(2) 障害のある子どもや保護者への支援の拠点づくりにより、活動を強化する。 (ア) 障害児の専門機関との連携を図り、専門機関による保育所・認定こども園等の巡回支援や療育支援等の取り組みを行う。</p>	<p>① 虐待対応にむけた保育所と関係機関、地域住民等との連携のあり方について研究する。</p> <p>② 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。</p> <p>③ 先駆的な事例を紹介する（地域のセンター・旗艦的・拠点的機能として発揮しているものなど）。</p>
4. 保育士等の資質・専門性の向上	<p>(3) 医療的ケアを要する子どもやその家庭を支援するための体制整備を行う。 (ア) 保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じてかかりつけ医や関係機関と連携するなど、社会資源を活かしながら、医療的ケアを要する子どもやその家庭に対し個別支援を行う。</p> <p>(4) 外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭などの社会的困難を抱えている場合の多い家庭を支える。 (ア) 保護者の不安感に気づくことができるよう、送迎時などにおける丁寧なかかわりのなかで、社会的困難を抱えている家庭の状況や問題を把握する。 (イ) 保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じて関係機関と連携するなど、社会資源を活かしながら、外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭などの社会的困難を抱えている場合の多い家庭に対し個別支援を行う。</p> <p>(1) 保育士・保育教諭等や看護師等を含む職員の研修内容を充実化し、地域全体の保育の「質」の向上を図る。 (ア) 地域の保育所・認定こども園等の協働による、地域全体の保育の「質」の向上に向けた研修会を企画・実施する。 (イ) 教育・保育施設長(所長・園長)や保育士・保育教諭、看護師等の職種に応じた計画的な研修体制を構築し、地域間で共有を図る。 (ウ) 保育所・認定こども園等の自己評価や第三者評価の受審、保育士・保育教諭等の自己評価に取り組み、そのノウハウを地域で共有する。</p> <p>(2) 地域全体の保育関係者の労働環境の向上にむけた取り組みを行う。 (ア) 各保育所・認定こども園等の勤務実態や職場環境の課題の明確化と、地域全体での課題の共有化、行政担当課等と連携した取り組みを行う。</p>	<p>① 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。</p> <p>② 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。</p> <p>③ 教育・保育施設長や保育士・保育教諭等の研修体系を確立しその普及を図る。 ④ 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。 ⑤ 保育所・職員等の自己評価の導入にも支援する。</p> <p>⑥ 「全国の保育所実態調査」の結果等による、保育所・認定こども園等の職場環境に関する問題提起を行う。</p>
5. 地域住民との協働、子育て文化の創造	<p>(1) 地域住民とのつながり、地域全体で子どもを育てよう意識を高める。 (イ) 自治会、町内会等の行事への参加や交流などをとおして、関係づくりをする。</p> <p>(2) 地域のあらゆる子育て家庭を支え、その家族が地域で心豊かに住み続けることができるまちをめざす。 (ウ) 園だよりや行政の機関紙、ホームページ等とおして、保育所・認定こども園等の取り組みを地域へ発信する。 (エ) 地域型保育事業等における連携施設等への支援をすすめる。 (オ) 地域のあらゆる子育て家庭のニーズに応じて、子育てサークルや子育て支援グループなどへの支援を行う。 (カ) 世代間や異年齢交流を推進する。</p>	<p>① 保育所・認定こども園等と地域との連携や、保育所・認定こども園等が実践する相談援助技術等に対するノウハウを提供する。</p>
6. 公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性、必要性のPR	<p>(ア) 園だよりや行政の機関紙、ホームページ等とおして、公立保育所・公立認定こども園等の実践を地域、住民に向けて発信し、その果たす役割の重要性や必要性をPRする。</p>	<p>① 全国各地における公立保育所・公立認定こども園等や保育行政が行う有意義な実践を、全保協が主催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等とおして紹介・普及する。 ② 公立保育所・公立認定こども園等の意義・役割を広く一般社会に向けて普及する。</p>